## 静岡市産学交流センター条例の一部改正について

静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。 平成29年9月19日提出

## 静岡市長 田辺信宏

静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例

静岡市産学交流センター条例(平成16年静岡市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「起業しようとする個人及び団体(以下「起業者」を「創業しようとする個人及び 団体(創業後間もないものを含む。以下「創業者」に改める。

第2条第1号中「起業に」を「創業に」に、「起業者」を「創業者」に改め、同条中第11号を 第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「起業者」を「創業者」 に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次世代の産業を担う創業者が、大学等との連携による創業のための支援を受けることができる場の提供

第3条ただし書中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第5条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 創業者育成室

第10条及び第11条を削り、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用の許可の期間)

第9条 センターの施設のうち創業者育成室の利用の許可の期間は、1年以内とする。

2 前項の期間は、利用しようとする者の申請に基づき、当該創業者育成室の利用を開始した 日から起算して3年を超えない範囲内において更新することができる。ただし、市長が特別 の理由があると認めるときは、3年を超えて更新することができる。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(創業者育成室の利用時間及び利用日)

第7条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、センターの施設のうち創業者育成室について

は、第9条第1項の規定による許可の期間(同条第2項の規定により更新された期間を含む。) 内は、いつでも利用することができる。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるとき は、市長の承認を得てその利用時間又は利用日を制限することができる。

第12条を次のように改める。

(利用料金)

第12条 第8条第1項の規定により施設等の利用の許可を受けた者は、第19条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

第15条第2号中「第9条各号」を「第11条各号」に改め、同条第4号中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第19条に次の4項を加える。

- 2 市長は、指定管理者に施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が別表第1から別表第3までに定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表第1中「第10条関係」を「第19条関係」に改め、同表1施設使用料の表中「施設使用料」 を「施設の利用料金の限度額」に、

	室名	面積	使用料	を
			J	
Γ	-			
	室名	面積	金額	に
	•	•		

改め、別表第1の2設備(特殊機器)使用料の表中「設備(特殊機器)使用料」を「設備(特殊機器)の利用料金の限度額」に、

区分 数量単位 使用料(1時間につき)	Γ			
	区分	数量単位	使用料(1時間につき)	を

区分 数量単位 金額(1時間につき) に

改める。

別表第2中「第10条関係」を「第19条関係」に、

- 1					
	区分	面積	単位	金額	を
Γ					
	区分	面積	単位	利用料金の限度額	に
,					

改め、同表の次に次の1表を加える。

## 別表第3 (第19条関係)

区分	利用料金の限度額
創業者育成室	1平方メートル1月につき 3,000円

## 備考

- 1 創業者育成室の1月の利用料金の限度額は、この表の金額に各部屋の面積を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 月の中途から利用を開始する場合又は月の中途で利用を終了する場合の当該月の利用料金の限度額は、この表の金額に各部屋の面積を乗じて得た額を30で除して得た額に、それぞれ当該月における利用日数を乗じて得た額(その額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、この条例による改正後の 静岡市産学交流センター条例第19条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料 金を定めることができる。